



じ  
自

ゆう  
遊

じ  
時

かん  
間

第 123 号

平成31年 2月 1日

◇ コスモス通所者の皆さんとボランティアさんとの交流もちつき大会 ◇

「12月21日に、紅白もちを含め5うすをつき、会食・ゲーム等で交流しました」



# ボランティア活動保険の更新のお知らせ！

「ボランティア活動保険」は、日本国内におけるボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして無償で活動するボランティアの方々のための補償制度です。

## ◎ボランティア活動保険の概要

### 1. 特長

- ①ボランティア活動のための往復途上の事故も補償します。
- ②ボランティア活動には、ボランティア活動のための学習会または会議なども含まれます。
- ③ボランティア自身の食中毒（O-157など）や特定感染症を補償します。
- ④熱中症（日射病・熱射病）による障害も補償します。
- ⑤天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災（地震・噴火・津波）によるケガも補償します。

### 2. 加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

**改訂**※営利企業（株式会社・有限会社・合同会社、合資会社・合名会社等）が社員のボランティア活動を支援・推奨する場合において、社員の自由意思に委ねる活動であれば対象とし、営利企業名での加入申込みを可能とします。なお、企業の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動は、対象外となります。

### 3. 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、下記①から③までのいずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。  
（グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。）
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

### 4. 対象とならないボランティア活動

- ①自発的な意思による活動とは考え難いもの
- ②PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動
- ③有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。）
- ④自宅で行う活動
- ⑤企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動
- ⑥保険上対象外となっているボランティア活動

### 5. 補償期間

- ・2019年4月1日午前0時から2020年3月31日午後0時までの1年間
- ・途中加入の場合は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から2020年3月31日午後0時までとなります。

### 6. その他

現在、ボランティア登録及びボランティア保険に加入いただいている方については、継続とみなし、自動的に保険加入となります。また、保険料については、本会で負担いたします。

新規登録・脱退、ボランティア活動を中止する方は、下記までご連絡ください。

**【問い合わせ先】** 総合社会福祉センター内 ボランティアセンター 電話：485-2503

## ボランティア活動・登録しませんか！

◇ボランティアセンターに登録・活動をしていただいている内容をご紹介します。

- ・給食宅配サービス：調理、配送、運転ボランティア
- ・布団乾燥サービス：運転ボランティア
- ・行事、イベントバザー：福祉運動会運営等、バザー等出店ボランティア
- ・愛情銀行物品預託品整理：預託衣類等整理、使用済切手整理等ボランティア
- ・しべちゃコスモス施設：行事同行、畑作業等ボランティア
- ・あったかボランティア：傾聴（お話し）ボランティア



◇得意な分野で無理なく楽しくボランティア活動をはじめませんか！

- ・囲碁、将棋、麻雀のお相手
- ・楽器演奏や踊りの披露
- ・書道、英語、手芸、絵、パソコン、体操、そば打ち等の指導



◇上記の行う事業に係るボランティア活動に登録していただいた方については、本会で、ボランティア活動保険に加入し、保険料を負担いたします。また、ボランティアセンターでは、ボランティア活動を始めたい方や社会貢献したい方、ちょっとお手伝いしてもいいよという方は、下記までお問い合わせください。

【詳細・お問い合わせ】

総合社会福祉センター内 ボランティアセンター 電話：485-2503

## 小・中・高生を対象とした福祉教育の推進活動について

11月19日（月）に、標茶中学校の第3学年の総合的な学習（福祉体験）で、福祉に対する興味関心を高めることや、ハンディーのある人の目線に立って、誰もが暮らしやすい社会の構築について考える授業として、社会福祉協議会職員2名と社会貢献として手話の会代表、ダスキンヘルスレント釧路ステーション店長他2名の方にお手伝いいただき、車いすや手話、福祉用品、高齢者疑似体験を、生徒45名の方に体験していただきました。



【車いす体験】



【手話体験】



【高齢者疑似体験】

標茶高等学校の3年次「生活と福祉」の学習で1月15日（火）、生徒達が高齢者福祉についての知識や技術を身につけ、家庭における看護や福祉について、高齢者の心身の特徴を正しく理解し、高齢者の気持ちを汲み取ることや高校生としてできる介護として、23名の生徒の方が高齢者疑似体験と車いす体験を体感していただきました。



【高齢者疑似体験】



【車いす体験】

## 愛情銀行物品預託について

標茶町社会福祉協議会では、皆様から寄せられた衣類は、ボランティアの方々により仕分けされ、総合社会福祉センターで保管しております。町民の皆様から寄せられた物品は、イベントや福祉運動会、産業まつりなどにボランティアさんの協力を得ながらバザーに出店し、払出した売上金は、地域福祉を推進するための貴重な財源として活用させていただいております。

※預託される衣類等について次の点にご協力ください。

- ①衣類については、すぐに払出しができるよう洗濯した物
- ②シミ、ほつれ、破れ、毛玉、汚れのひどいものは受け入れできません。
- ③保管場所に限りがあります、物品の引き取れない場合がありますので、預託の際は事前にお問い合わせください。

※町立中学校、高校の制服も愛情銀行で預託しております。尚、預託された制服は、愛情銀行から払出しをしておりますので、有効に活用してみませんか？

※テレホンカード等の預託については、預託を終了しておりますのでご了承ください。

◇◇◇ 標茶町「女性のつどい」時に伴うフリーマーケット出店のお知らせ！◇◇◇

日時：平成31年3月3日（日）午後1時45分～午後3時まで

場所：標茶町コンベンションホール「ういず」

※ボランティアセンター、しべちゃコスモスも出店しますので、お立ち寄りください！

## 広報誌の掲載誤りとお詫び訂正について

平成31年1月1日発行、広報誌「ふれあい」第149号の裏面の平成30年度標茶町社会福祉協議会特別会費協力事業所「※105,000円」の一部会社名の記載漏れがありました。

下記のとおりお詫びと訂正をさせていただきます。ご迷惑をおかけして申し訳ありません。今後も誤記の無いよう万全のチェックを重ねてまいります。

平成30年度標茶町社会福祉協議会特別会費協力事業所 ※105,000円	
住所	会社名
阿歴内	(株)DMF

## 愛情銀行預託状況

(敬称を省略させていただきます)

(物品預託)

平成30年12月15日～平成31年1月14日

住所	氏名	預託内容
	匿名	使用済切手 323枚
川上	(株)笹野電気	使用済切手 693枚
上茶安別	佐藤 守	衣類
旭	(株)サトケン	使用済切手 1,030枚

皆様の善意ありがとうございました

発行 社会福祉法人 標茶町社会福祉協議会  
標茶町ボランティアセンター (電話) 015-485-2503  
ホームページアドレス: [www.shibecha-shakyo.jp](http://www.shibecha-shakyo.jp)